

既存の二酸化炭素消火設備に関する安全対策の強化

令和2年12月から令和3年4月にかけて全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備に係る死亡事故が相次いで発生したことを踏まえ、事故の再発防止のため、二酸化炭素消火設備の基準等が見直しされました。この見直しにより、既存の全域放出方式の二酸化炭素消火設備を設置している建物は、下記の対応が必要となります。

既存の全域放出方式の二酸化炭素消火設備を設置している建物

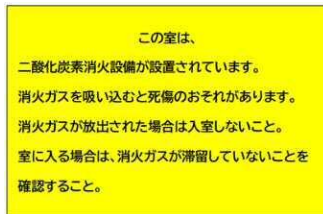
閉止弁の設置 (未設置等に限る。)	集合管又は操作管に消防庁長官が定める基準に適合する閉止弁を設ける必要があります。	令和6年3月31日※ までに設置が必要です。
-----------------------------	--	---------------------------

※閉止弁の設置については、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで、経過措置期間が設けられていますが、事故の再発防止の観点から早期の設置をお願いいたします。

標識の設置	二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等の見やすい箇所に、二酸化炭素が人体に危害を及ぼすおそれがある標識等を設置する必要があります。	令和5年3月31日 までに設置が必要です。
--------------	---	--------------------------

【新たに設置する標識①】

- ◎防護区画の出入口等
- ◎二酸化炭素貯蔵容器を設ける場所



大きさ：縦 20cm 以上
横 30cm 以上
地色：黄色
文字色：黒色

【新たに設置する標識②】

- ◎防護区画の出入口等
- ◎二酸化炭素貯蔵容器を設ける場所



大きさ：縦 30cm 以上、横 30cm 以上
地色：白色
人：黒色
煙：黄色
文字：「CO₂」及び「二酸化炭素 CARBON DIOXIDE」は黒色、「危険」及び「DANGER」は黄色とする。
シンボル：地色は黄色、枠は黒色、感嘆符は黒色とする。

★標識の電子データ版は総務省消防庁 HP に掲載されています★

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/nisannkatannso/anzentaisaku.html>

その他の改正された内容について

その他の改正内容	対応すべき事項	対応期日
維持に関する技術上の基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆工事、整備、点検等で、防護区画内に立ち入る場合は、閉止弁は閉止された状態であること。それ以外の場合は、開放状態された状態であること。 ◆自動手動切替え装置は、工事、整備、点検等で、防護区画内に立ち入る場合は、手動状態に維持すること。 ◆消火剤が放射された場合は、防護区画内の消火剤が排出されるまでの間、立ち入らないよう維持すること。 ◆制御盤の付近に設備の構造並びに工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた図書を備えておくこと。 	令和5年3月31日
消防用設備等の点検	◆消防設備士又は消防用設備点検資格者により点検を行う必要があります。	令和5年4月1日以降

二酸化炭素消火設備を設置している既存の建物及び改正政令等の施行日以降に新築される建物については、消防法に定める安全対策に加え、ガイドラインに定めるところにより安全対策の更なる充実を図るようお願いいたします。

二酸化炭素消火設備に関する詳細は、下記までお問い合わせください。

静岡市消防局査察課	054-280-0144	静岡市港北消防署	054-363-0119
静岡市葵消防署	054-255-0119	静岡市日本平消防署	054-335-0119
静岡市駿河消防署	054-280-0185	静岡市島田消防署	0547-37-0119
静岡市千代田消防署	054-263-1295	静岡市吉田消防署	0548-32-1141
静岡市清水消防署	054-367-6520	静岡市牧之原消防署	0548-53-0119

★詳細、ガイドラインは静岡市 HP へ『静岡市 二酸化炭素 法令改正』で検索★